

平成30年12月21日(木)

## 平成30年第12回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、平成30年第12回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島  
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと  
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、15番：仲里長造委員、16番：砂川明寛委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の上原みち子主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを  
議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説  
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ  
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は12件でございます。  
受付番号1番から12番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から12番は、議案書10ページから21ページの調査書のとおり、  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしており  
ます。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

**砂川委員**：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野給油所十字路から平良方面に位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有して葉たばこ栽培農家です

**議 長**：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

**友利推進委員**：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮國集落から新里集落向けに位置し、譲受人はこれまで兄の手伝いで葉たばこ栽培でしたが、今後はサトウキビ栽培を行うとの事です。

**議 長**：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

**瑞慶覧推進委員**：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、皆福公民館の東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

**砂川委員**：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、空港西側の丸勝工業から松ヶ原向けに位置し、譲受人は建設会社経営でしたが、子供に経営させて、自分は農業経営でサトウキビ栽培を行うとの事です。

**議 長**：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

**下地推進委員**：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、福南公民館の西側500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有して、サトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員をお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号 6 番の説明をいたします。場所は、山中集落に位置し、譲受人はハーベスター管理しながら、サトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号 7 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 8 番委員にお願いいたします。

**川満委員：**

受付番号 7 番の説明をいたします。場所は、城辺小学校交差点を砂川集落向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 3 区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、砂川中学校の後ろ側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 3 番委員にお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、久松中学校後門の隣に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号 1 0 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 5 区推進委員にお願いいたします。

**渡真利推進委員：**

受付番号 1 0 番の説明をいたします。場所は、久松の松田整形外科十字路から伊良部大橋向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号 1 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 5 区推進委員にお願いいたします。

**渡真利推進委員：**

受付番号 1 1 番の説明をいたします。場所は、久松小学校の東側に位置し、譲受人は機械等も所有して、サトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号1 2番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号1 2番の説明をいたします。場所は、川満集落の北側の川満公園隣に位置し、譲受人は機械等を所有して野菜（カボチャ）栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。 はい、3番委員

野崎委員：

受付番号8番についてですが、資料の中で競売落札物件でハウス等の件については単独でのハウスなのか、補助事業なのかの確認です。補助事業であれば農政課等との確認は出来ているんですか。確認してから総会には提出すると思いますが。

砂川事務局：

ハウスについては補助事業で建設されたものです。ハウスは土地に付随した物件なので、売買に関しては影響ありません。農業会議に確認しても本人の意思確認はしないで単独申請とのことでした。

喜屋武委員：

受付番号1 1番について、説明で進入路と言っていますが、別の進入路については別の申請等があるのではないのでしょうか。

砂川事務局：

この件については、確認して袋地なので購入して進入路も含めながら農地として利用することの確認を取っています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から1 2番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長**：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局**：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、3件でございます。受付番号13番から15番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号13番から15番までは、議案書22ページから24ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

**砂川委員**：

受付番号13番の説明をいたします。譲渡人と譲受人は兄弟で、譲受人が土地を賃貸借してサトウキビ栽培を行うとの事です。

**議 長**：次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。

**官平推進委員**：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、宮古生コン工場敷地から東側200mに位置し、現在春植えのサトウキビが植え付けられており、譲受人は20年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員をお願いいたします。

**仲里委員**：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、サニツ浜公園から南西400mに位置し、譲受人は夫と農業経営してサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、11番委員

**喜屋武委員：**

受付番号15番について、譲受人は利用権再設定とありますが、内容が新規となっているのは、再設定に訂正ではないでしょうか。

**砂川事務局：**

はい、そうですね。私の記入ミスです。再設定に訂正します。

**議 長：**ほかに質疑ありませんでしょうか

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号13番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：**次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は10件でございます。受付番号16番から25番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号16番から25番は、議案書25ページから34ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号16番から25番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、6件でございます。  
受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員をお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、クリーンセンター北側100㎡に位置し、譲受人は野菜栽培農家です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、上野消防出張所から西側に位置し、譲受人は機械等も所有して畜産経営農家です。

**議 長：**次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、ナベヤマ公民館隣に位置し、譲受人は野菜・カボチャ栽培農家です。

**議 長：**次に受付番号4番から6番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

**下地事務局：**

受付番号4番から6番の説明については、参考資料を参照して下さい。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、11番委員

**喜屋武委員：**

受付番号2番について、譲受人は肉用牛と備考欄にありますが、譲受人は肉用牛は養っていませんが、これから養うことになっていますか。

**下地事務局：**

譲受人は家族が畜産経営で、新規経営と言うことでこれから畜産経営を行うとの事です。

**砂川委員：**

受付番号1番について、譲渡人のハウスは補助事業で導入したハウス・個人ハウスがありますが、他人に貸借できるんですか。

**下地事務局：**

譲渡人と譲受人と役場にきて相談の上で補助事業導入以外のハウスを管理しても良いとの事での貸借になります。

**議 長：**ほかに質疑ありませんでしょうか



委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。  
受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、長中公民館の東側800㎡に位置し、譲受人は50年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員をお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、上原団地から添道向けに位置し、譲受人は、機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、吉野集落の南側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、西城保育所の北側500㎡に位置し、譲受人は新規就農で畜産経営を行い、採草地の植え付け管理です。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、上野ドイツ文化村から入江方面向けに山羊管理小屋があり、そこから北側に位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、佐和田集落の北側200㎡に位置し、譲受人は機械等も所有して、サトウキビ収穫後には葉たばこ栽培です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農用地利用配分計画案は3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に日程第6議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**知花事務局：**

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。  
受付番号1番から2番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：**ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を9番委員にお願いいたします。

**松岡委員：**

現地調査の報告を行います。調査員として、12番：奥浜委員、芳山会長、富永主任、知花次長、上原主任主事計6名で調査しました。午前9時から9時20分まで資料調整会議、9時20分から午後4時30分まで現地調査、午後4時30分から5時30分まで事務局にて調査内容等の確認会議を行った結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。4条申請2件、5条申請44件、非農地証明8件、合計54件でした。

受付番号1番の説明をいたします。上野千代田第2団地東側120㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団集落接続農地と判断しました。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：**次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、南静岡北側380に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地農業用施設と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長：休憩します。

議長：次に、日程第7議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、44件でございます。受付番号1番から44番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から44番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いします。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、久松小学校東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団集落接続農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古製糖伊良部工場東側70mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、その他2種、原野・製糖工場等に囲まれた農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番と4番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号3番と4番の説明をいたします。場所は、下地診療所南側に隣接し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、団地・公民館等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、3番委員

野崎委員：

説明の中で、農地と宅地の広がりありとの説明ですけど転用理由での農地の広がりとはどうでしょうか。

上原事務局：

転用関係については、宅地・農地広がりありでも第3種農地を優先して下さいとのことです。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番と4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、グリーンセンター東側130<sup>メートル</sup>に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他2種宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、パイナガマ海空すこやか公園南側50㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、原野・雑種地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、新里集落交差点西側330㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等に連なった農地と判断しました。



議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、徳州会病院職員駐車場西側120㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番と10番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号9番と10番の説明をいたします。場所は、東小学校北側200㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・集合住宅等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番と10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号11番から16番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号11番から16番の説明をいたします。場所は、東小学校西側170<sup>㎡</sup>に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番から16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、東小学校西側170<sup>㎡</sup>に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号18番から20番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号18番から20番の説明をいたします。場所は、東小学校西側240㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号18番から20番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号21番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号21番の説明をいたします。場所は、東小学校西側170㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号21番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号22番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号22番の説明をいたします。場所は、東小学校西側170<sup>㎡</sup>に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号22番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号23番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号23番の説明をいたします。場所は、徳州会病院職員駐車場西側120<sup>㎡</sup>に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地相当数の街区を形成する農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号23番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号24番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号24番の説明をいたします。場所は、丸高金物店西側270に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団集落接続周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号24番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号25番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号25番の説明をいたします。場所は、宮古厚生園西側240に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、原野・雑種地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

申請者が浦添市の住所ですが、本人が宮古島市に住んでいないので洗濯物干場は疑問なんですけど。

知花事務局：

申請者・譲受人の息子が宮古島市に住んでいるので、この申請が提出されています。

長濱委員：

宅地なので、顛末書とも添付した方が良いでしょう。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号25番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号26番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号26番の説明をいたします。場所は、池田冷凍東側90<sup>㎡</sup>に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、段差・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。 はい、7番委員

長濱委員：

確認します。申請書にコンビニエンスも入っていますが、

知花事務局：

会社の登記の中にコンビニ等も入っています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号26番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号27番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号27番の説明をいたします。場所は、北市営住宅東側190に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・集合住宅等に連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号27番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号28番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号28番の説明をいたします。場所は、宮古製糖伊良部工場北側230<sup>㎡</sup>に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

**議長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号28番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：**異議なし

**議長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：**次に受付番号29番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号29番の説明をいたします。場所は、南静園南側道路に隣接し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

**議長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号29番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：**異議なし

**議長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：**次に受付番号30番から33番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。



**奥浜委員：**

受付番号30番から33番の説明をいたします。場所は、JTA ドーム職員駐車場西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、一団原野等と一帯利用した農地と判断しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

**議長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号30番～33番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：**異議なし

**議長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：**次に受付番号34番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号34番の説明をいたします。場所は、宮國集落南側330<sup>付近</sup>に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他2種、原野・段差に囲まれた周辺農地と判断しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、7番委員

**長濱委員：**

この土地は段差があって進入路等がありませんが。

**上原事務局：**

擁壁等をとって、階段式の建物を建築するとのこと。

**議長：**ほかに質疑ありませんでしょうか

**委員：**質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号34番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

事務局：受付番号35番から44番までの録音がありませんので、記載できませんでした。

議 長：日程第7議案第6号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長：次に、日程第8議案第7号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の非農地証明願いは、8件でございます。受付番号1番から8番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。青潮園南側460㎡に位置し、20年以上休耕地となっており、非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

所有者の申請人は農業者ではなく、売買されていますが。

上原事務局：

この件については、23年の売買は転用であり、平良地域パトロール等でも非農地として確認されています。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、青潮園西側340㎡に位置し、原野化して耕作出来ないことを確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、浦底漁港南側に位置し、砂地や岩盤地質で農地には適さないことを確認しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

**議長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：**異議なし

**議長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：**次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、丸高金物店西側850㎡に位置し、雑木等が生い茂り原野化している事を確認しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

**議長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：**異議なし

**議長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：**次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は、伊良部庁舎北側550に位置し、長年農地として利用されていないことを確認しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

**議長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：**異議なし

**議長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：**次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、三和自動車学校南側60に位置し、長年農地として利用されなく灌木類が敷地一帯に生い茂っていることを確認しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

**議長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：**異議なし

**議長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：**次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、県営平良南団地に隣接し、灌木等が生い茂って放置状態であることを確認しました。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：**次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号8番の説明をいたします。場所は、仲宗根豊見親墓地に隣接し、境界との高低差があり、農地として不相当と確認しました。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：**日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、平成30年第12回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成30年12月21日（木）

会	長	芳	山	辰	巳
15	番委員	仲	里	長	造
16	番委員	砂	川	明	寛